

# 熊本県公報

号外 第 19 号  
平成 24 年 3 月 31 日(土)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>条 例</b>	
○熊本県税条例の一部を改正する条例……………	(税務課) 3
○熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例……………	( 〃 ) 9
<b>規 則</b>	
○熊本県税条例施行規則等の一部を改正する規則……………	( 〃 ) 9

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 不動産取得税
  - (1) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置について、その適用期限を平成26年3月31日まで延長することとした。(附則第6条の7関係)
  - (2) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置に関し土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置について、その適用期限を平成26年3月31日まで延長することとした。(附則第6条の7関係)
  - (3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成26年3月31日まで延長する特例措置とした。(附則第7条関係)
  - (4) 住宅及び土地の取得に係る税率(4パーセント)を3パーセントとする特例措置について、その適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした。(附則第7条の3関係)
  - (5) その他所要の改正を行うこととした。(附則第7条の2、附則第8条関係)
- 2 自動車取得税
  - (1) 一般乗合旅客自動車運送事業を営む者が取得する熊本県税条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合バスに係る非課税措置について、その適用期限を平成26年3月31日まで延長することとした。(附則第8条の3関係)
  - (2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、次のとおり対象を見直した上、その適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした。(附則第8条の3関係)
    - ア 電気自動車
    - イ 天然ガス自動車のうち、排出ガス基準(平成21年度天然ガス基準)に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもの
    - ウ プラグインハイブリッド自動車
    - エ ガソリン自動車(ハイブリッド自動車を含む。)のうち、自動車の重量区分毎に定められた排出ガス基準及びエネルギー消費効率(平成27年度基準エネルギー消費効率以上)を満たすもの
    - オ 軽油自動車(ハイブリッド自動車を含む。)のうち、自動車の重量区分毎に定められた排出ガス基準及びエネルギー消費効率(平成27年度基準エネルギー消費効率以上)を満たすもの
  - (3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率とする特例措置について、次のとおり対象を見直した上、その適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした。(附則第8条の3の2関係)
    - ア ガソリン自動車(ハイブリッド自動車を含む。)のうち、自動車の重量区分毎に定められた排出ガス基準及びエネルギー消費効率(平成27年度基準エネルギー消費効率以上)を満たすもの
    - イ 軽油自動車(ハイブリッド自動車を含む。)のうち、自動車の重量区分毎に定められた排出ガス基準及びエネルギー消費効率(平成27年度基準エネルギー消費効率以上)を満たすもの

一消費効率以上)を満たすもの  
 (4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車(初めて新規登録を受けるもの)として、その適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした。  
 (見直した上、その適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした。)

ア ガソリン自動車(ハイブリッド自動車を含む。)のうち、自動車の重量区分毎に定められた排出ガス基準及びエネルギー消費効率(平成27年度基準エネルギー消費効率以上)を満たすもの

イ 軽油自動車(ハイブリッド自動車を含む。)のうち、自動車の重量区分毎に定められた排出ガス基準及びエネルギー消費効率(平成27年度基準エネルギー消費効率以上)を満たすもの

(5) 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定のハイブリッド自動車及び一定の軽油自動車((5)において「低公害車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の低公害車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした。(附則第8条の3の2関係)

(6) 環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり電気自動車等を対象に追加した上、その適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした。(附則第8条の3の4関係)

ア 次に掲げる自動車について、取得価額から450,000円を控除する。

(ア) 電気自動車

(イ) (2)イの天然ガス自動車

(ウ) プラグインハイブリッド自動車

(エ) (2)エのガソリン自動車

(オ) (2)オの軽油自動車のうち一部のもの

(カ) (2)カオの軽油自動車(ハイブリッド自動車に限る。)のうち一部のもの

イ 次に掲げる自動車について、取得価額から300,000円を控除する。

(ア) (3)アのガソリン自動車

(イ) (3)イの軽油自動車(ハイブリッド自動車に限る。)のうち一部のもの

ウ 次に掲げる自動車について、取得価額から150,000円を控除する。

(ア) (4)アのガソリン自動車

(イ) (4)イの軽油自動車(ハイブリッド自動車に限る。)のうち一部のもの

(7) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線の定期運行の用に供する自動車で(以下「路線バス等」という。)のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものについて、当該取得が平成27年3月31日までに限られ、取得価額から1,000万円を控除する特例措置を講ずることとした。(附則第8条の3の4関係)

(8) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものについて、当該取得が平成27年3月31日までに限られ、取得価額から650万円(乗車定員が30人未満のものは、200万円)を控除する特例措置を講ずることとした。(附則第8条の3の4関係)

(9) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインで初めて新規登録等を受けるものについて、当該取得が平成27年3月31日までに限られ、取得価額から100万円を控除する特例措置を講ずることとした。(附則第8条の3の4関係)

(10) 次に掲げるトラックで初めて新規登録等を受けるものについて、当該取得が平成27年3月31日(アのトラックのうち車両総重量が22トンを超えるもの及びイのトラックは、平成26年10月31日)までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずることとした。(附則第8条の3の4関係)

ア 車両総重量が8トンを超えるトラック(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)で、制動装置保安基準に適合するもの

イ 車両総重量が13トンを超えるトラック(けん引自動車に限る。)で、制動装置保安基準に適合するもの

3 軽油引取り  
 次に掲げる軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を平成27年3月31日(ア)の日まで延長することとした。(附則第8条の4関係)

ア 船舶の保安用電源その他船舶の航行標識法により設置し、及び管理する航路標識の用途で一定のものに供する軽油の引取り

ウ 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他一定の者が鉄道車両、軌道車両又はこれらに類する一定のものに供する軽油の引取り

エ 農業又は林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他の一定の機械の動力源に供する軽油の引取り

- オ 陶磁器製造業、木材加工業その他の一定の事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の現場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取り
- 4 自動車税  
排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする。特例措置について、軽減対象及び重課対象の見直しを行った上、次の措置を講ずることとした。（附則第 9 条関係）
- (1) 環境負荷の小さい自動車  
平成 24 年度及び平成 25 年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとする。
- ア 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車及びエネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率が平成 17 年室素酸化物排出許容限度の 4 分の 1 を超えないものについて、税率の概ね 100 分の 50 を軽減する。
- イ エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち室素酸化物の排出量が平成 17 年室素酸化物排出許容限度の 4 分の 1 を超えないものについて、税率の概ね 100 分の 25 を軽減する。
- (2) 環境負荷の大きい自動車  
次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）について、それぞれ次に掲げる年度以後に税率の概ね 100 分の 10 を重課する特例措置を講ずる。
- ア ガソリン自動車又は液化石油ガス自動車で平成 13 年 3 月 31 日までに新車新規登録を受けたもの新車新規登録を受けた日から起算して 14 年を経過する日の属する年度
- イ 軽油自動車その他のアに掲げる自動車以外の自動車で平成 15 年 3 月 31 日までに新車新規登録を受けたもの新車新規登録を受けた日から起算して 12 年を経過する日の属する年度
- 5 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 6 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

◇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 不動産取得税の税率の特例措置の適用期限を平成 24 年 3 月 31 日から平成 27 年 3 月 31 日に延長することとした。（附則第 2 項関係）
- 2 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとした。

条 例

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 24 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 40 号

熊本県税条例の一部を改正する条例  
熊本県税条例（昭和 29 年熊本県条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条の 7 中「平成 24 年 3 月 31 日」を「平成 26 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 7 条中「平成 24 年 3 月 31 日」を「平成 26 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 7 条の 2 中「附則第 7 条第 19 項」を「附則第 7 条第 17 項」に、「附則第 7 条第 20 項」を「附則第 7 条第 18 項」に改める。

附則第 7 条の 3 中「平成 24 年 3 月 31 日」を「平成 27 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 8 条中「附則第 9 条の 3 第 1 項」を「附則第 9 条の 2 第 1 項」に、「第 39 条の 2 の 4 第 1 項各号」を「第 39 条の 2 の 3 第 1 項各号」に、「附則第 7 条第 19 項」を「附則第 7 条第 17 項」に、「附則第 9 条の 3 第 2 項」を「附則第 9 条の 2 第 2 項」に改める。

附則第 8 条の 3 第 1 項中「平成 24 年 3 月 31 日」を「平成 26 年 3 月 31 日」に改め、同条第 2 項中「次条第 4 項に規定する電気自動車、同条第 5 項各号に掲げる天然ガス自動車、同条第 6 項に規定する充電機能付電力併用自動車、同条第 7 項各号に掲げる電力併用自動車又は同条第 8 項第 3 号アに掲げる軽油自動車」を「次に掲げる自動車（第 84 条第 1 項の自動車をいう。以下この条から附則第 8 条の 3 の 4 までにおいて同じ。）」に、「平成 24 年 3 月 31 日」を「平成 27 年 3 月 31 日」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。附則第 8 条の 3 の 4 第 1 項において同じ。）

(2) 天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車由省







- 1項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに完了したとき限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。
- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第3条第1項に規定する基的本方針(次項及び第6項において「基本方針」という。)に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
- (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次の項及び第6項に規定するもの)に適合するもの(省令附則第4条第6第3項に規定するもの)に限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円(乗車員30人未満の附則第8条の3の4第5項に規定する路線バス等には、200万円)を控除して得た額」とする。
- (1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
- (2) 公共交通移動等円滑化基準で省令附則第4条の6第4項に規定するものに適合するものであること。
- 6 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者がその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律(平成27年3月31日)第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号に規定するもの)の移動の円滑化の促進に関する法律(平成27年3月31日)第1項に規定するもの(省令附則第4条第8第1項に規定するもの)に限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。
- (1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
- (2) 公共交通移動等円滑化基準で省令附則第4条の6第6項に規定するものに適合するものであること。
- (3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日(第1号に掲げるトラックのうち平成26年10月31日)までに完了したとき限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。
- (1) 車両総重量が2トンを超え、トラック(省令附則第4条の6第8項に規定するけん引自動車及び4月1日以後の環境保全技術基準(次号において「制動装置保安基準」という。)で省令附則第4条の6第9項に規定するもの)に適合するもの(省令附則第4条の6第8項に規定するけん引自動車に限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から450,000円を控除して得た額」とする。
- 附則第8条の3の4第1項中「第一種省エネクルマ」を「第二種環境対応車」に改め、同項各号を次のように改める。
- (1) 附則第8条の3の2第2項第1号(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げるガソリン自動車
- (2) 附則第8条の3の2第2項第2号ウ又はエに掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)
- 附則第8条の3の4第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。
- 新規登録を受けるもの(以下この項において「第一種環境対応車」という。)で初めて取得するものは、当該取得が平成27年3月31日までに完了したとき限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から450,000円を控除して得た額」とする。
- (1) 電気自動車
- (2) 附則第8条の3第2項第2号に掲げる天然ガス自動車
- (3) 充電機能付電力併用自動車
- (4) 附則第8条の3第2項第4号(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)



(自動車税に関する経過措置)

- 3 改正後の附則第9条の規定は、平成24年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成23年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第41号**

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**規 則**

熊本県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第30号**

熊本県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(熊本県税条例施行規則の一部改正)

- 第1条 熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「、第4項、第6項、第8項、第10項及び第12項、法第73条の27の7第3項、法第73条の27の8第2項並びに法第73条の27の9第2項」を「及び法第73条の27の6第2項」に改め、「（法第73条の27の6第2項において準用する場合を含む。）」を削り、「、法附則第11条の4第4項、法附則第11条の4第6項」を「において準用する法第73条の25第1項」に改める。

第19条の3の5第2項の表（4）中「認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に、「租税特別措置法第66条の11の2第7項に規定する国税庁長官」を「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第49条第1項（第51条第5項及び第62条において準用する場合を含む。）に規定する所轄庁」に改める。

(熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 第2条 熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則（平成20年熊本県規則第46号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「熊本県税条例施行規則等の一部を改正する規則（平成23年熊本県規則第39号）」を「熊本県税条例施行規則等の一部を改正する規則（平成24年熊本県規則第30号）」に、「認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に、「租税特別措置法第66条の11の2第7項に規定する国税庁長官」を「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第49条第1項（第51条第5項及び第62条において準用する場合を含む。）に規定する所轄庁」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第10条第4項に規定する旧認定特定非営利活動法人に対する寄附に係る支出金に係る熊本県税条例施行規則第19条の3の5第1項に規定する申請書の提出については、なお従前の例による。